

件 名	太平地区における大規模建築計画の事前周知及び江戸情緒を維持するための景観誘導に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区江東橋●●●●●●●●● ● ● ● ●			
受理年月日	令和8年1月27日	受理番号	第15号	

## 要 旨

墨田区太平3丁目における大規模な宗教施設建築計画のうわさがあり、地域住民の間では江戸情緒ある景観の破壊を懸念する声が高まっています。当該計画の正式な申請・受理に先立ち、「墨田区景観計画」に基づき、江戸の粹を損なう特異な意匠（ドーム形状や尖塔等）を制限し、周辺環境と調和させるための事前指導の強化及び事業者に対する住民への公開プロセスの徹底を強く求めます。

### （理 由）

#### 1 予防的な景観保護

建築確認後では、外観意匠の大幅な変更は困難です。墨田区が誇る江戸情緒を守るため、事業者が申請を行う前の段階から、区の景観ガイドライン（伝統色・落ち着いた形態）を厳守し、突出した宗教的・文化的象徴物の設置を抑制するよう、強力に働き掛けるべきと考えます。

#### 2 多文化共生の前提としての郷土尊重

真の多文化共生社会とは、新しく参入する側がその土地の歴史や風土を尊重し、既存の景観に寄り添うことで構築されるものです。特定の異文化デザインを全面に押し出すのではなく、墨田区の風土に馴染む外観（和の素材感や落ち着いた色調）を採用することは、住民との摩擦を避け、円滑な共生を実現するために必須の条件です。

#### 3 観光価値及び居住環境の保護

太平地区は江戸情緒と新しさが共存する重要な観光・居住エリアです。景観の調和を乱す特異な建築物は区が推進する都市ブランディングを損なう恐れがあります。以上の点から、事業者への強力な指導及びデザイン協議の徹底を求めます。

#### 4 徹底した事前説明と合意形成プロセスの確立

本計画が例え墨田区中高層建築物紛争予防条例等の対象外となる規模（高さ10メートル未満等）であったとしても、地域住民が抱く不安と景観・観光価値への影響に鑑みれば、区は事業者に対し、一方的な計画強行を許すべきではありません。設計の初期段階から具体的な意匠案や色彩計画を地域に公開し、住民の十分な納得が得られるまで丁寧な事前説明を行う場を設けるよう、景観法に基づき強力な行政指導を講じることを切に要望します。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上